

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を平成31年3月14日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき、公表する。

平成31年3月14日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>前文 (略)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少しているが、次の理由から、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「特措法」という。）及び家伝法に基づく一定レベルの監視体制を継続する必要がある。</p> <p>(1) これまでの検査の積重ねにより、BSEプリオントラスルーティンに汚染された飼料等を摂取することが感染の原因とされるBSEとは異なる非定型BSEと呼ばれるBSEが確認されている。非定型BSEは、世界的にも極めて事例が少ないが、孤発性の疾病であることが示唆されており、引き続き発生動向を監視する必要がある。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 BSEの発生時には、円滑かつ的確な防疫措置により、まん延防止を図ることが重要である。</p> <p>防疫措置を実施するための経費については、家伝法第58条から第60条の2までの規定に基づき、国が負担することとなっている。</p> <p>また、家伝法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階からの的確かつ迅速に講じられるようするため、予備費の計上その他の必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。</p> <p>このことも踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、的確かつ迅速な初動対応を行う。</p> <p>(1) 農林水産省は、必要な防疫措置等を定めた防疫方針（第5の2の(1)の防疫方針をいう。）の決定・見直しを責任を持って行うとともに、これに則した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、家伝法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てる。</p> <p>(2) 都道府県は、(1)の防疫方針に則した具体的な防疫措置を的確かつ迅速に実施する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>前文 (略)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少しているが、次の理由から、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「特措法」という。）に基づく一定レベルの監視体制を継続する必要がある。</p> <p>(1) これまでの検査の積重ねにより、BSEプリオントラスルーティンに汚染された飼料等を摂取することが感染の原因とされるBSEとは異なる非定型BSEと呼ばれるBSEが確認されている。非定型BSEは、世界的にも極めて事例が少ないが、孤発性の疾病であることが示唆されており、万全を期す必要がある。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 BSEの発生時には、円滑かつ的確な防疫措置により、まん延防止を図ることが重要である。</p> <p>防疫措置を実施するための経費については、家伝法第58条から第60条までの規定に基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっていることを踏まえ、行政機関及び関係機関は、次の役割分担の下、円滑かつ的確な防疫措置を実施する。</p> <p>(1) 農林水産省は、必要な防疫措置等を定めた防疫方針（第5の2の(1)の防疫方針をいう。）の決定・見直しを責任を持って行うとともに、これに則した都道府県の具体的な防疫措置に対して支援する。また、家伝法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てる。</p> <p>(2) 都道府県は、(1)の防疫方針に則した具体的な防疫措置を的確に実施する。</p> <p>(3) (略)</p>

5 (略)
6 なお、農林水産省は、家伝法第3条の2第2項の規定に基づき、必要に応じ、専門家の意見を聴きつつ、特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を作成する。

第2 発生時に備えた事前の準備

1 農林水産省の取組

(1) 諸外国やOIE等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新のBSEの発生状況を把握し、必要に応じて都道府県及び関係機関に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。

(2) (略)

(3) 各都道府県のBSEの発生時に備えた準備状況を把握し、また、必要に応じて市町村及び獣医師会、生産者団体等の関係機関との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るために、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。

2 都道府県の取組

(1) 牛の所有者及び死体を検査した獣医師（以下「所有者等」という。）に対して、特措法第6条第1項の規定に基づき、家伝法第13条第1項の規定による届出をする場合その他牛海绵状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第2条各号に掲げる場合を除き、届出義務が生じていることを周知するとともに、第3の1の(1)のアの(ア)の検査が確実に行われていることを確認する。

(2)・(3) (略)

(4) 牛の農場ごとに、BSEが発生した場合の防疫対応に必要な情報（農場の所在地、飼育頭数等）を把握する。

(5) BSEの発生時に円滑かつ的確な防疫措置を実施できるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、衛生資材、薬品等の備蓄、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。

また、BSEの発生時における焼却施設の利用に関して、BSEの患畜や疑似患畜が多数確認される場合等を想定し、あらかじめ焼却施設のリストアップを行い、当該施設が所在し、又は当該施設を管轄する都道府県、市町村等と調整する。

(6) (略)

(7) 都道府県畜産主務課の防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保するよう努める。また、防疫対応等の記録、経験及び経緯について、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

3 (略)

第3 BSE監視のための検査

1 死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等

(1) 死亡牛検査及びその結果の報告

ア 死亡牛検査

(ア) 都道府県知事は、特措法第6条第1項又は家伝法第13条の2第1項の規定に基づく届出のあった死亡牛について、当該死亡牛の所有者に対し、家伝法第5条第1項及び特措法第6条第2項の規定に基づき、家畜防疫員による検査を受けるべき旨を命令し、次のaからcまでに分類した上で、当該検査を実施する。

5 (略)

6 なお、農林水産省は、家伝法第3条の2第2項の規定に基づき、必要に応じ、特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を作成する。

第2 発生時に備えた事前の準備

1 農林水産省の取組

(1) 常に海外における最新のBSEの発生状況を把握し、必要に応じて都道府県及び関係機関に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。

(2) (略)

(3) 各都道府県のBSEの発生時に備えた準備状況を把握し、また、必要に応じて市町村及び獣医師会、生産者団体等の関係機関との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るために、都道府県に対し、必要な改善指導及び助言を行う。

2 都道府県の取組

(1) 牛の所有者及び死体を検査した獣医師に対して、特措法第6条第1項の規定に基づき、家伝法第13条第1項の規定による届出をする場合その他牛海绵状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第2条各号に掲げる場合を除き、届出義務が生じていることを周知するとともに、第3の1の(1)のアの(ア)の検査が確実に行われていることを確認する。

(2)・(3) (略)

(4) 牛の所有者ごとに、BSEが発生した場合の防疫対応に必要な情報（農場の所在地、飼育頭数等）を把握する。

(5) BSEの発生時に円滑かつ的確な防疫措置を実施できるよう、防疫措置に必要な人数の確保、衛生資材、薬品等の備蓄、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。

また、BSEの発生時における焼却施設の利用に関して、BSEの患畜や疑似患畜が多数確認される場合等を想定し、あらかじめ焼却施設のリストアップを行い、当該施設が所在し、又は当該施設を管轄する都道府県、市町村等と調整する。

(6) (略)

(7) 都道府県畜産主務課の防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。

3 (略)

第3 BSE監視のための検査

1 死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等

(1) 死亡牛検査及びその結果の報告

ア 死亡牛検査

(ア) 都道府県知事は、特措法第6条第1項の規定に基づく届出のあった48か月齢以上の死亡牛について、当該死亡牛の所有者に対し、特措法第6条第2項の規定に基づき、家伝法第5条第1項の規定により、家畜防疫員による検査を受けるべき旨を命令し、次のaからcまでに分類した上で、当該検査を実施する。

この場合、当該検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「家伝法施行規則」という。）第9条第2項及び別表第1の規定に基づく検査とする。

a 月齢に関わらず、死亡前に平成23年農林水産省告示第1865号（家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の規定に基づき、第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体を定める件）第1号の表中牛の項及び第3号に規定する次の症状（以下「特定症状」という。）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛

① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。

- a 興奮しやすい
- b 音、光、接触等に対する過敏な反応
- c 群内序列の変化
- d 採乳時の持続的な蹴り
- e 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
- f 扉、柵等の障害物におけるためらい

② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。

b 満48か月齢以上であって、死亡前に歩行困難、起立不能等であった牛又は上記a以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛（以下「起立不能牛」という。）

c 上記a及びbに該当しない牛

(イ) 満48か月齢未満の死亡牛であって家伝法施行規則第9条第2項第5号以外のものは、特措法第6条第1項の規定に基づく届出対象ではなく、また、満48か月齢以上の死亡牛であっても特措法施行規則第2条各号の規定に該当する場合は、特措法第6条第1項の規定に基づく届出を行う必要がないとされているが、都道府県は、原則として、以下の死亡牛（特措法施行規則第2条第6号の規定に該当するもの並びに病原体が散逸するおそれがあるものとして家伝法第16条の規定に基づきと殺されたもの及び家畜防疫員が検査の実施が困難であると判断したものと除外する。）について、(ア)と同様の検査方法により検査を実施することとする。

（削る）

（削る）

a 満48か月齢以上の死亡牛であって、家伝法第16条第1項第1号及び第2号の疾病以外の家畜伝染病の患畜又は疑似患畜で死亡し、又は殺処分されたもの及び届出伝染病にかかっている又はかかっている疑いがあるもの

（削る）

b そのほか、家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又はとう汰された牛（満48か月齢未満であって、(ア)のbに該当する牛等）

イ （略）

この場合、当該検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「家伝法施行規則」という。）第9条第2項及び別表第1の規定に基づく検査とする。

a 生前に後述する(2)のアの(ア)に規定する特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛

b 48か月齢以上であって、生前に歩行困難、起立不能等であった牛又は上記a以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛

c 上記a及びbに該当しない牛

(イ) 48か月齢未満の死亡牛は、特措法第6条第1項の規定に基づく届出対象ではなく、また、48か月齢以上の死亡牛であっても特措法施行規則第2条各号の規定に該当する場合は、特措法第6条第1項の規定に基づく届出を行う必要ないとされているが、都道府県は、原則として、以下のもの（特措法施行規則第2条第6号の規定に該当するもの並びに病原体が散逸するおそれがあるものとして家伝法第16条の規定に基づきと殺されたもの及び家畜防疫員が検査の実施が困難であると判断したものと除外する。）を(ア)と同様の検査方法により検査を実施することとする。

a 48か月齢以上の死亡牛であって、生前に後述する(2)のアの(ア)に規定する特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの

b 48か月齢以上の死亡牛であって、生前に歩行困難、起立不能等であったもの

c 48か月齢以上の死亡牛であって、家伝法第16条第1項第1号及び第2号の疾病以外の家畜伝染病の患畜又は疑似患畜で死亡し、又は殺処分されたもの及び届出伝染病にかかっている又はかかっている疑いがあるもの

d 48か月齢未満の死亡牛であって、生前に後述する(2)のアの(ア)に規定する特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの

e そのほか、家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又はとう汰された牛（48か月齢未満であって、(ア)のbに該当する牛等）

イ （略）

(2) 異常牛の発見及び検査の実施

ア 牛の所有者等から通報を受けたときの対応

都道府県は、次の場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場又はと畜場に派遣する。

また、都道府県は、通報者等に対し、当該農場の飼育家畜及び牛の死体等の移動を自粛するなど必要な指導を行う。

(ア) 牛の所有者又は獣医師から、農場段階において、特定症状を呈する牛がいる旨の通報を受けた場合

(削る)

(削る)

(イ) (略)

イ (略)

(3) (1)のアの検査(死亡牛検査)又は(2)のイの(オ)の検査(病性鑑定としてのエライザ検査)で陽性となった場合の対応

都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課及び動物衛生課（加えて、必要に応じて出荷都道府県畜産主務課）に対して、(1)のアの検査又は(2)のイの(オ)の検査で陽性となつた旨を連絡するとともに、動物衛生課と協議の上、確定検査のため、検体（生及びホルマリンで固定された延髄）を、(5)の死亡牛等の確定検査を我が国で唯一実施している国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に送付する。また、動物衛生課は、その旨を厚生労働省に連絡する。

(4) 動物衛生研究部門による確定検査の陽性判定に備えた準備

(3)の検体を動物衛生研究部門に送付する際、都道府県又は出荷都道府県は、次に掲げる措置を講じ、その進捗状況を動物衛生課に報告する。

ア・イ (略)

ウ 動物衛生研究部門による確定検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合には、当該牛の移動を自粛するよう指導するとともに、他の都道府県で当該牛が飼育されている場合は、当該他の都道府県の畜産主務課に連絡し、連絡を受けた都道府県畜産主務課は、当該牛の移動を自粛するよう指導

(5) 動物衛生研究部門による確定検査

動物衛生研究部門は、(3)により都道府県から検体の送付があった場合には、ウエスタンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。また、ウエスタンプロット法による検査では、非定型BSEか否かも確認する。

なお、動物衛生研究部門はBSEの確定検査を行うため、BSEプリオンを取り扱うことができるバイオセーフティレベル（病原体等を取り扱う実験室・施設に関する世界保健機関（WHO）による格付け）3相当の施設を維持・管理することとする。

2 (略)

(2) 異常牛の発見及び検査の実施

ア 牛の所有者等から通報を受けたときの対応

都道府県は、次の場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場又はと畜場に派遣する。

また、都道府県は、通報者等に対し、当該農場の飼育家畜及び牛の死体等の移動を自粛するなど必要な指導を行う。

(ア) 牛の所有者又は獣医師から、農場段階において、特定臨床症状を呈する牛がいる旨の通報を受けた場合

① 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化

- a 興奮しやすい
- b 音、光、接触等に対する過敏な反応
- c 群内序列の変化
- d 摺乳時の持続的な蹴り
- e 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
- f 屏、柵等障害物におけるためらい等

② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状

(イ) (略)

イ (略)

(3) (1)のアの検査又は(2)のイの(オ)の検査で陽性となった場合の対応

都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課及び動物衛生課（加えて、必要に応じて出荷都道府県畜産主務課）に対して、(1)のアの検査又は(2)のイの(オ)の検査で陽性となつた旨を連絡するとともに、動物衛生課と協議の上、確定検査のため、検体（生及びホルマリンで固定された延髄）を、(5)の死亡牛等の確定検査を我が国で唯一実施している国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。また、動物衛生課は、その旨を厚生労働省に連絡する。

(4) 動物衛生研究所による確定検査の陽性判定に備えた準備

(3)の検体を動物衛生研究所に送付する際、都道府県又は出荷都道府県は、次に掲げる措置を講じ、その進捗状況を動物衛生課に報告する。

ア・イ (略)

ウ 動物衛生研究所による確定検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合には、当該牛の移動を自粛するよう指導するとともに、他の都道府県で当該牛が飼育されている場合は、当該他の都道府県の畜産主務課に連絡し、連絡を受けた都道府県畜産主務課は、当該牛の移動を自粛するよう指導

(5) 動物衛生研究所による確定検査

動物衛生研究所は、(3)により都道府県から検体の送付があった場合には、ウエスタンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。また、ウエスタンプロット法による検査では、非定型BSEか否かも確認する。

なお、動物衛生研究所はBSEの確定検査を行うため、BSEプリオンを取り扱うことができるバイオセーフティレベル（病原体等を取り扱う実験室・施設に関する世界保健機関（WHO）による格付け）3相当の施設を維持・管理することとする。

2 (略)

第4 病性等の判定

1 病性の判定

農林水産省は、次の(1)又は(2)により病性を判定する。

(1) (略)

(2) 第3の1の(5)及び同2の(2)の結果を踏まえた病性の判定

動物衛生研究部門における確定検査（第3の1の(5)）及び厚生労働省による確認検査（同2の(2)）については、農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

2 患畜及び疑似患畜の判定

1の病性の判定の結果に基づき、次の(1)に該当する牛を患畜と判定し、(2)のいずれかに該当する牛を疑似患畜と判定する。

(1) (略)

(2) 疑似患畜

ア・イ (略)

ウ 第3の1の(5)の動物衛生研究部門による確定検査（ただし、同2のイのオの検査で陽性となった場合において、都道府県から動物衛生研究部門に送付があったときに行われる確定検査を除く。）又は第3の2の(2)の厚生労働省による確認検査の結果、陽性とも陰性とも判定できず、他の検査の結果、小委の委員等の専門家の意見等を踏まえ、疑似患畜とすることが適当であるとされた牛

第5 病性等の判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地（市町村等）について、電話、電子メール、ファクシミリ等により連絡する。

ア～キ (略)

(2) (略)

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。）である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、必要な防疫措置等を定めた防疫方針を決定する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(2) 農林水産省は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じ、動物衛生研究部門、独立行政法人畜改良センター等の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

ア～エ (略)

第4 病性等の判定

1 病性の判定

農林水産省は、次の(1)又は(2)により病性を判定する。

(1) (略)

(2) 第3の1の(5)及び同2の(2)の結果を踏まえた病性の判定

動物衛生研究所における確定検査（第3の1の(5)）及び厚生労働省による確認検査（同2の(2)）については、農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

2 患畜及び疑似患畜の判定

1の病性の判定の結果に基づき、次の(1)に該当する牛を患畜と判定し、(2)のいずれかに該当する牛を疑似患畜と判定する。

(1) (略)

(2) 疑似患畜

ア・イ (略)

ウ 第3の1の(5)の動物衛生研究所による確定検査（ただし、同2のイのオの検査で陽性となった場合において、都道府県から動物衛生研究所に送付があったときに行われる確定検査を除く。）又は第3の2の(2)の厚生労働省による確認検査の結果、陽性とも陰性とも判定できず、他の検査の結果、小委の委員等の専門家の意見等を踏まえ、疑似患畜とすることが適当であるとされた牛

第5 病性等の判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地（市町村等）について、電話、電子メール、ファクシミリ等により、速やかに連絡する。

ア～キ (略)

(2) (略)

2 対策本部の設置及び農林水産省・都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。）である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を設置し、必要な防疫措置等を定めた防疫方針を決定する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

(2) 農林水産省は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じ、動物衛生研究所、独立行政法人畜改良センター等の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

ア～エ (略)

(3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実施するため、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。）であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(4) 都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。

(5)・(6) (略)

(7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、当該防疫措置に必要な範囲内において、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。

(8) (略)

3 報道機関等への公表

(1) 農林水産省は、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、その内容や今後の防疫措置等について都道府県及び厚生労働省（厚生労働省においては、厚生労働省による確認検査で陽性となった場合に限る。以下同じ。）とともに報道機関等に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、動物衛生課、都道府県畜産主務課及び厚生労働省で協議の上、病性の判定前に公表する。

(2)～(4) (略)

(5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

- ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
- ② 発生農場には近付かないなど、防疫措置の支障にならないようにすること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 都道府県は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じて、疫学調査、発生農場における殺処分等の防疫措置等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関の協力を得て、必要な人員を確保できる体制を整える。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

(2) (略)

第6 発生農場等における防疫措置

1 疑似患畜の殺処分等

(1)～(4) (略)

(5) 殺処分は、作業者の安全を確保することに留意し、麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉に配慮をした上で行うとともに、牛の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分配慮する。

(6)・(7) (略)

2～8 (略)

(3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実施するため、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。）であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を設置する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

(4) 都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。

(5)・(6) (略)

(7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、当該防疫措置に必要な範囲内において、速やかに、保有する防疫資材・機材を譲与し、又は貸し付ける。

(8) (略)

3 報道機関等への公表

(1) 農林水産省は、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、その旨を都道府県及び厚生労働省（厚生労働省においては、厚生労働省による確認検査で陽性となつた場合に限る。以下同じ。）とともに報道機関等に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、動物衛生課、都道府県畜産主務課及び厚生労働省で協議の上、病性の判定前に公表する。

(2)～(4) (略)

(5) (1)による公表に当たっては、報道機関等に対し、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、防疫作業の支障にならないよう協力を求める。

4 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 都道府県は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じて、疫学調査、発生農場における殺処分等の防疫措置等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関の協力を得て、必要な人員を確保できる体制を整える。

(2) (略)

第6 発生農場等における防疫措置

1 疑似患畜の殺処分等

(1)～(4) (略)

(5) 殺処分は、作業者の安全を確保することに留意し、麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉に配慮をした上で行う。

(6)・(7) (略)

2～8 (略)

第7 発生の原因究明

BSEのまん延防止及び再発防止のためには、感染源及び感染経路の究明が重要である。しかしながら、BSEは発生率が低く潜伏期間が長いという特徴を有しているため、因果関係の特定が困難である。このため、感染源及び感染経路の究明については、疫学的手法による分析・評価が必要である。

1 農林水産省及び都道府県は、BSEの発生の確認後直ちに、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。）の生産地、飼料の給与状況等の疫学調査、飼料等の原材料の流通経路・成分等に関する調査を、関係都道府県及び市町村並びに動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センター及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して実施する。

この場合、BSEは発生の機序等科学的に未解明な部分が残されていることに鑑み、その原因について、あらゆる可能性について予断を持たずに調査する。

2 (略)

第8 研究の推進

BSEに関する研究については、これまで行われてきた研究により一定の成果が得られているものの、特に孤発性の疾病であることが示唆されている非定型BSEの感染性の解明や検出技術の開発等が依然として求められており、農林水産省は、国内の動物衛生に関する唯一の専門研究所である動物衛生研究所を中心に、国内外の関係機関とも連携しつつ、引き続き、知見の収集、試験研究の推進等に努める。

(別記様式1)

死亡牛届出及びBSE検査の状況（留意事項1（1））

都道府県名：

月齢	届出頭数	合計	検査頭数				一般的な農場死亡牛（ア）c	
			特定臨床症状牛・特定臨床症状を呈していた可能性のある牛	計	歩行困難・起立不能牛等	（ア）b	（イ）a	（イ）b
12か月齢未満								
12か月齢以上								
24か月齢以上								
48か月齢以上								
60か月齢以上								
72か月齢以上								
84か月齢以上								
96か月齢以上								
108か月齢以上								
不明								
合計								

※指針第3の（1）のアの分類に基づき、留意事項1に留意して分類する。

※検査頭数の内訳は、都道府県において実施したエライザ検査の結果を記入する。

※（ア）aに分類される牛については、別記様式2を併せて提出すること。

※（イ）bについては、検査を実施した理由書を添付すること。

○届出頭数と検査頭数との差については、検査を実施しなかった内訳等を以下により分類して記載する。

BSE特措法施行規則第4条第1号	頭
BSE特措法施行規則第4条第2号	頭
BSE特措法施行規則第4条第3号	頭
BSE特措法施行規則第4条第4号	頭
その他	頭

※その他に該当する例がある場合は、その理由を別葉に記載して報告する。

第7 発生の原因究明

BSEのまん延防止及び再発防止のためには、感染源及び感染経路の究明が重要である。しかしながら、BSEは発生率が低く潜伏期間が長いという特徴を有しているため、因果関係の特定が困難である。このため、感染源及び感染経路の究明については、疫学的手法による分析・評価が必要である。

1 農林水産省及び都道府県は、BSEの発生の確認後直ちに、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。）の生産地、飼料の給与状況等の疫学調査、飼料等の原材料の流通経路・成分等に関する調査を、関係都道府県及び市町村並びに動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センター及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して実施する。

この場合、BSEは発生の機序等科学的に未解明な部分が残されていることに鑑み、その原因について、あらゆる可能性について予断を持たずに調査する。

2 (略)

第8 研究の推進

BSEに関する研究については、これまで行われてきた研究により一定の成果が得られているものの、特に孤発性の疾病であることが示唆されている非定型BSEの感染性の解明や検出技術の開発等が依然として求められており、農林水産省は、動物衛生研究所を中心に、国内外の関係機関とも連携しつつ、引き続き、知見の収集、試験研究の推進等に努める。

(別記様式1)

死亡牛届出及びBSE検査の状況（留意事項1（1））

都道府県名：

月齢	届出頭数	合計	検査頭数				一般的な農場死亡牛（ア）c	
			特定臨床症状牛・特定臨床症状を呈していた可能性のある牛	計	歩行困難・起立不能牛等	（ア）a	（イ）a	
12か月齢未満								
12か月齢以上								
24か月齢以上								
48か月齢以上								
60か月齢以上								
72か月齢以上								
84か月齢以上								
96か月齢以上								
108か月齢以上								
不明								
合計								

※指針第3の（1）のアの分類に基づき、留意事項1に留意して分類する。

※検査頭数の内訳は、都道府県において実施したエライザ検査の結果を記入する。

※（ア）aに分類される牛については、別記様式2を併せて提出すること。

※（イ）aについては、検査を実施した理由書を添付すること。

○届出頭数と検査頭数との差については、検査を実施しなかった内訳等を以下により分類して記載する。

BSE特措法施行規則第4条第1号	頭
BSE特措法施行規則第4条第2号	頭
BSE特措法施行規則第4条第3号	頭
BSE特措法施行規則第4条第4号	頭
その他	頭

※その他に該当する例がある場合は、その理由を別葉に記載して報告する。

(航空輸送)

(航空輸送)

郵便物に含まれる危険物申告書（牛の組織等）記入例

下記の郵便物の品名、数量等はすべて正確であり、国連規格容器に納入りし、包装、表示等は航空法及びその関連規則に従つて行われています。この郵便物は航空機への積載の制限範囲内のものであり、航空機による輸送に適した状態にあります。

申告書作成年月日	年月日
----------	-----

品名	牛の組織等	人体及び動物に対し伝染性がある病原微生物	(注1) mL
UN2814 ✓	UN2900	人体及び動物に対し伝染性がある病原微生物	(注2) 40g
UN1845 ✓	UN2900	人体及び動物に対し伝染性がある病原微生物	1kg
		国連規格容器の外側にドライアイスを入れて更に別の容器等で包装	

官報

(号外第48号)

41 平成31年3月14日 木曜日

下記の郵便物の品名、数量等はすべて正確であり、国連規格容器に納入りし、包装、表示等は航空法及びその関連規則に従つて行われています。この郵便物は航空機への積載の制限範囲内のものであり、航空機による輸送に適した状態にあります。

申告書作成年月日	年月日
----------	-----

品名	牛の組織等	人体及び動物に対し伝染性がある病原微生物	(注1) mL
UN2814 ✓	UN2900	人体及び動物に対し伝染性がある病原微生物	(注2) 40g
UN1845 ✓	UN2900	人体及び動物に対し伝染性がある病原微生物	1kg
		国連規格容器の外側にドライアイスを入れて更に別の容器等で包装	

差出人 自治体名 : ○○県 検査所名 : ○○家畜保健衛生所 住所 : ○○市○○ 1-2-3 電話番号 : 氏 名 : 家畜防疫員 (獣医師)	○○ ○○
--	-------

受取人 機関名 : 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所 住所 : 305-0856 茨城県つくば市観音台3-1-5 電話 : 029-838-7707 氏名 : 企画管理部企画連携室

航空会社使用欄

(注1) 内容物が液体の場合、1容器に納めることのできる総量は1,000mL未満です。
(注2) 内容物が固体の場合、1容器に納めることができる総量は50gまでです。

受取人 機関名 : 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所 住所 : 305-0856 茨城県つくば市観音台3-1-5 電話 : 029-838-7707 氏名 : 企画管理部企画連携室	航空会社使用欄
---	---------

(注1) 内容物が液体の場合、1容器に納めることのできる総量は1,000mL未満です。
(注2) 内容物が固体の場合、1容器に納めることができる総量は50gまでです。